

特別医療費受給資格証 (特定疾病)の更新手続き



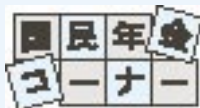
特別医療（特定疾病）制度で受診されているみなさんへ発行している特別医療費受給資格証は、医師の診断により有効期限が定められています。この期間を過ぎても引き続き継続した治療が必要な人は、期間更新をする必要がありますので、主治医に意見書を交付してもらい、下記の必要書類をあわせて持参のうえ、市役所駅南庁舎保険年金課（20番窓口）または各総合支所福祉保健課の窓口で手続きを行ってください。

【届け出に必要なもの】

▷意見書 ▷健康保険証 ▷特別医療費受給資格証

※有効期限を過ぎると特別医療による受診ができないのでご注意ください。早めの手続きをお願いします。

■問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 ▷各総合支所福祉保健課（16ページ上記参照）



老齢基礎年金の裁定請求書 事前送付について

65歳で一定の要件を満たしている場合、老齢基礎年金を受給することができますが、年金を受給するためには、所定の請求手続きが必要です。

今年から、社会保険庁の記録に基づく受給資格を満たす人に対し、65歳になる3カ月前に加入記録を記載した裁定請求書の用紙が社会保険庁から直接送られることになりました（すでに繰り上げ請求して年金を受給している人や厚生年金など受給中の人は除く）。これにより、市役所などに請求用紙を取りにきていただく必要がなくなりました。送付された用紙に必要事項を記入し下記の書類を添付して、市役所駅南庁舎保険年金課（18番窓口）または、各総合支所福祉保健課の窓口で請求手続きを行ってください。

なお、社会保険庁の加入記録だけでは受給資格を確認できない場合（昭和61年以前の厚生年金等加入者の配偶者などで、国民年金に加入していなくても受給資格対象期間とみなされる場合など）は、裁定請求書用紙に代えてお知らせハガキが送付される予定です。詳しくは社会保険事務所にお問い合わせください。

※厚生年金の加入期間がある人へは、60歳になる3カ月前に同様の用紙やお知らせが届くことになっています。

【届け出に必要なもの】

▷裁定請求書 ▷年金手帳 ▷戸籍謄本（配偶者がいない人で、裁定請求書に住民票コードを記載した場合は必要なし）

※配偶者が年金を受給している場合は、**配偶者の年金証書の写し**が必要です。また、その配偶者が、国民年金以外（厚生年金など）の年金を受給している場合は**住民票謄本**も必要です。

■問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311
市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

検察審査員に選ばれたらご協力を

交通事故、詐欺などの被害にあったにもかかわらず、検察官がその事件を裁判にかけないなど、検察官の行った処分に対して適否を審査する機関として「検察審査会」があります。

審査員は、鳥取県東部の選挙権のあるみなさんの中から抽選で11人が選ばれることになっています。

審査員に選ばれた場合には、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 鳥取検察審査会

（鳥取地方裁判所内）☎(0857)22-2171

育児・介護休業 取得促進セミナー

とき 2月17日（金）午後1時30分～3時30分

ところ 輝なんせ鳥取（福祉文化会館内・西町二丁目）

内容 改正された育児・介護休業法についての説明や事業主に對する支援制度など

講師 ▼鳥取労働局雇用均等室長 絹谷よし子さん ▼（財）21世紀職業財団鳥取事務所

長 中井吉郎さん
対象者 事業主、事業所の人事・労務担当者など

定員 30人（先着順）

申込受付 1月10日（火）午前8時30分～

申込・問い合わせ先 男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」☎(0857)24-2704

生活設計セミナー

自立自営に必要な知識

とき 1月12日（木）午後1時30分～3時

ところ 鳥取高齢期雇用就業支

援センター（明治安田生命鳥取駅前ビル3階）

内容 起業・創業の方法について解説

講師 景山浩さん（中小企業診断士）

対象者 おおむね45歳以上の人、事業所の人事・労務担当者

参加費 無料

申込・問い合わせ先 鳥取高齢期雇用就業支援センター（東品治町）☎(0857)3610039